第 81 号議案

神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月27日提出

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（乳児等通園支援事業の職員に関する基準） 第13条　前条の規定に基づき基準府令第22条第１項を適用する場合においては、同項中「保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。	（乳児等通園支援事業の職員に関する基準） 第13条　前条の規定に基づき基準府令第22条第１項を適用する場合においては、同項中「保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事

以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とあるのは、「保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」とする。	業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とあるのは、「保育士」とする。
２～４　［略］	２～４　［略］
（余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準）	（余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準）

第15条　第12条又は前条の規定に基づき基準府令第25条の規定を適用する場合においては、同条中各号に定める基準のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　［略］	第15条　第12条又は第14条の規定に基づき基準府令第25条の規定を適用する場合においては、同条中各号に定める基準のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　［略］

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

理　　由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の改正並びに兵庫県での地域限定保育士試験の実施に伴い、条例を改正する必要があるため。